

忠生スポーツ公園 防災公園としての整備基本計画

2023年9月

町田市

1. はじめに

忠生スポーツ公園は、2017年度に市民と協働して策定した「熱回収施設等の周辺施設整備基本構想」に基づき、最終処分場等上部を公園整備する方針のもと、2018年度に基本設計を実施しました。「さまざまな世代が憩い、体力づくりもできる広場」のコンセプトのもと、自由に遊べる広場やバスケットボールコート等があるスポーツができる多目的広場等の公園整備を進めています。

また、2022年3月策定の「町田市国土強靱化地域計画」において、本公園は防災機能を有した都市公園として、避難者の受入れ、物資や資材の集積・分配などの機能を果たす公園として整備することとなっています。さらに、2023年度の町田市地域防災計画の修正において、本公園は避難広場に位置づける予定です。

本計画は、本公園の防災公園としての活用を念頭に、防災上の役割・位置づけ等を明らかにし、発災時に防災公園としての機能が十分に発揮されることを目的としています。

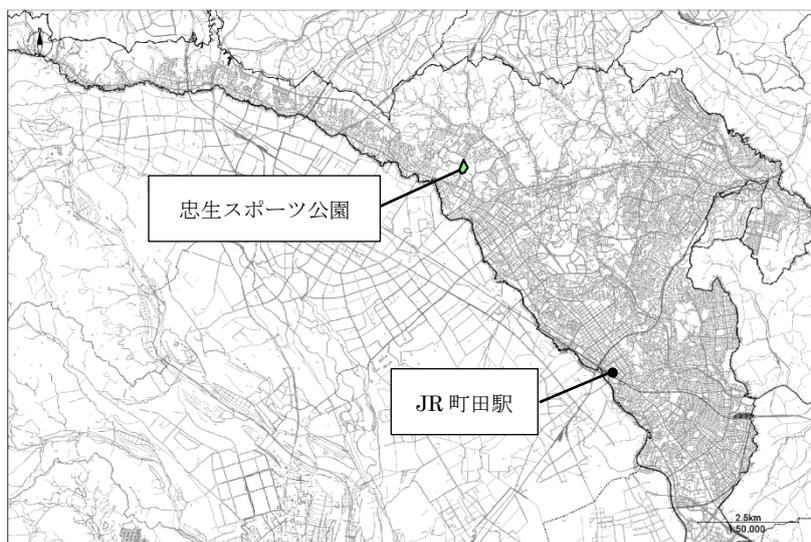
2. 忠生スポーツ公園の整備

(1) 公園の概要

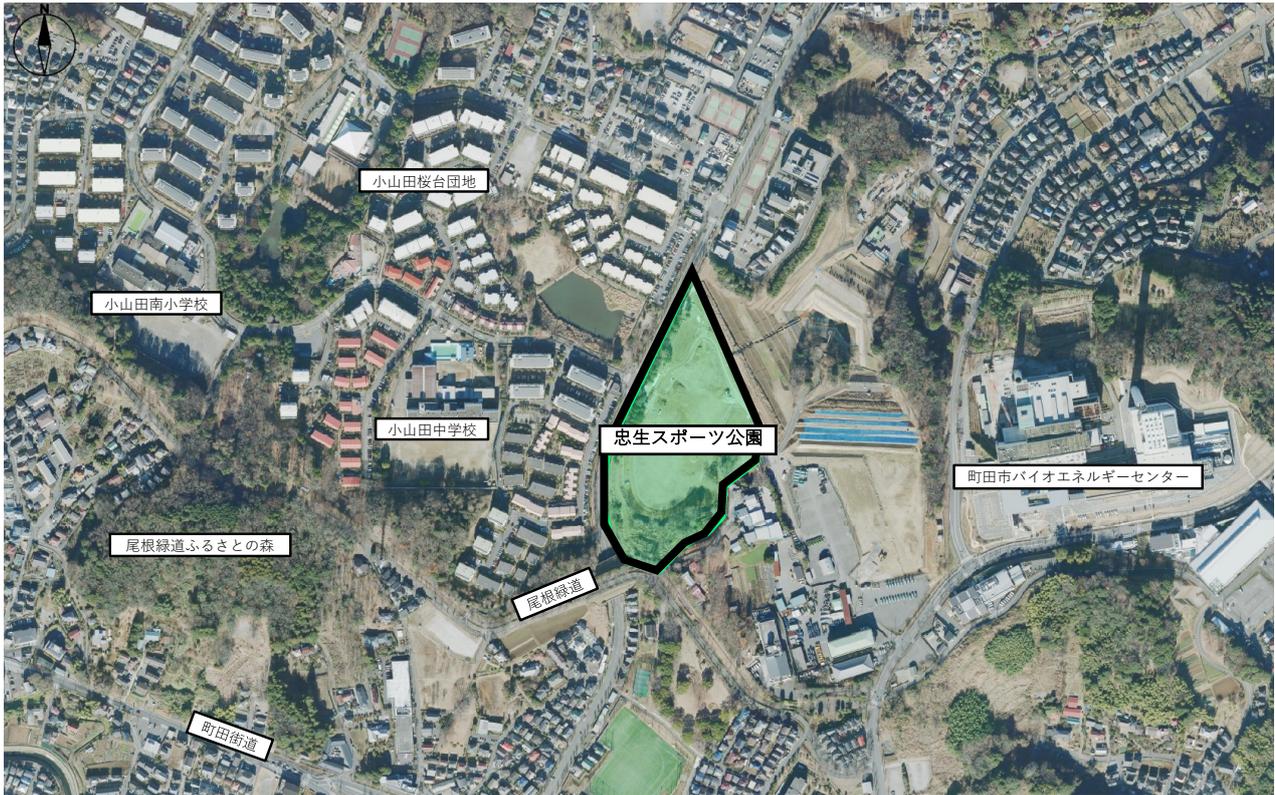
- ・名称：忠生スポーツ公園
- ・所在地：町田市下小山田町3337番1
- ・公園種別：地区公園
- ・公園面積：約3.6ヘクタール
- ・都市計画：2020年2月6日都市計画決定
(町田都市計画公園第4・3・7号町田スポーツ公園)
- ・事業認可：2020年5月29日～2024年3月31日

(2) 公園の位置

本公園は町田市中部に位置し、西側はUR小山田桜台団地に隣接し、東側には町田市バイオエネルギーセンターがあります。町田市一般廃棄物最終処分場の上部利用として公園を整備し、公園敷地面積は約3.6ヘクタールです。



広域図



公園位置図

3. 忠生スポーツ公園の防災上の位置づけ及び役割

本公園は、町田市国土強靱化地域計画において、建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生するリスクに対し、オープンスペースの確保や緑化推進する方針のもと、整備する公園としています。

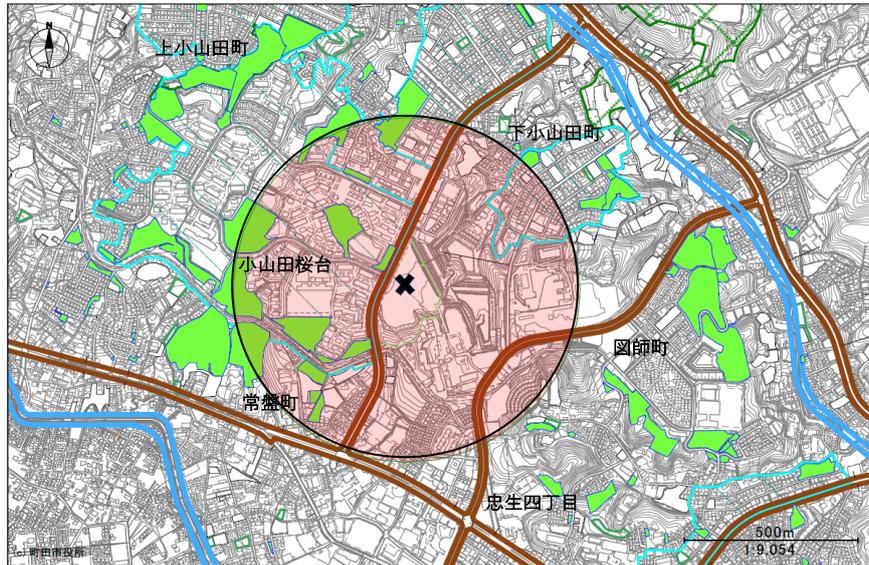
「町田市国土強靱化地域計画」より抜粋：

推進方針3：オープンスペース確保・緑化推進	
具体的な取り組み	防災機能を有した都市公園を整備し、避難者の受入れ、物資や資材の集積・分配、復旧活動のための資機材置場などの機能を果たすオープンスペースの確保に取り組みます。
事業名	忠生スポーツ公園整備事業

また、2023年度に修正予定の町田市地域防災計画においては、本公園は避難広場、救出・救助部隊の活動拠点等としての防災上の位置づけを予定しています。

4. 避難圏域

防災・安全交付金にて定義する「防災公園」における「一時避難地（避難広場）」の要件のひとつである、公園から半径 500m の避難圏域における現況のひとり当たりの避難地面積と、本公園整備によって増加する避難地面積を検証しました。



忠生スポーツ公園の避難圏域（半径 500m、●の範囲内）

本公園の避難圏域に含まれる町丁名は、常盤町、下小山田町、上小山田町、図師町、小山田桜台一丁目、忠生四丁目となっています。各町丁における 2023 年 4 月 1 日現在の人口、及び避難圏域内の避難広場・避難施設は以下のとおりです。

○人口

(2023 年 4 月 1 日現在)

町丁名	人
常盤町	4,794
下小山田町	3,825
上小山田町	4,617
図師町	8,214
小山田桜台 1 丁目	1,606
忠生 4 丁目	1,075
計	24,131

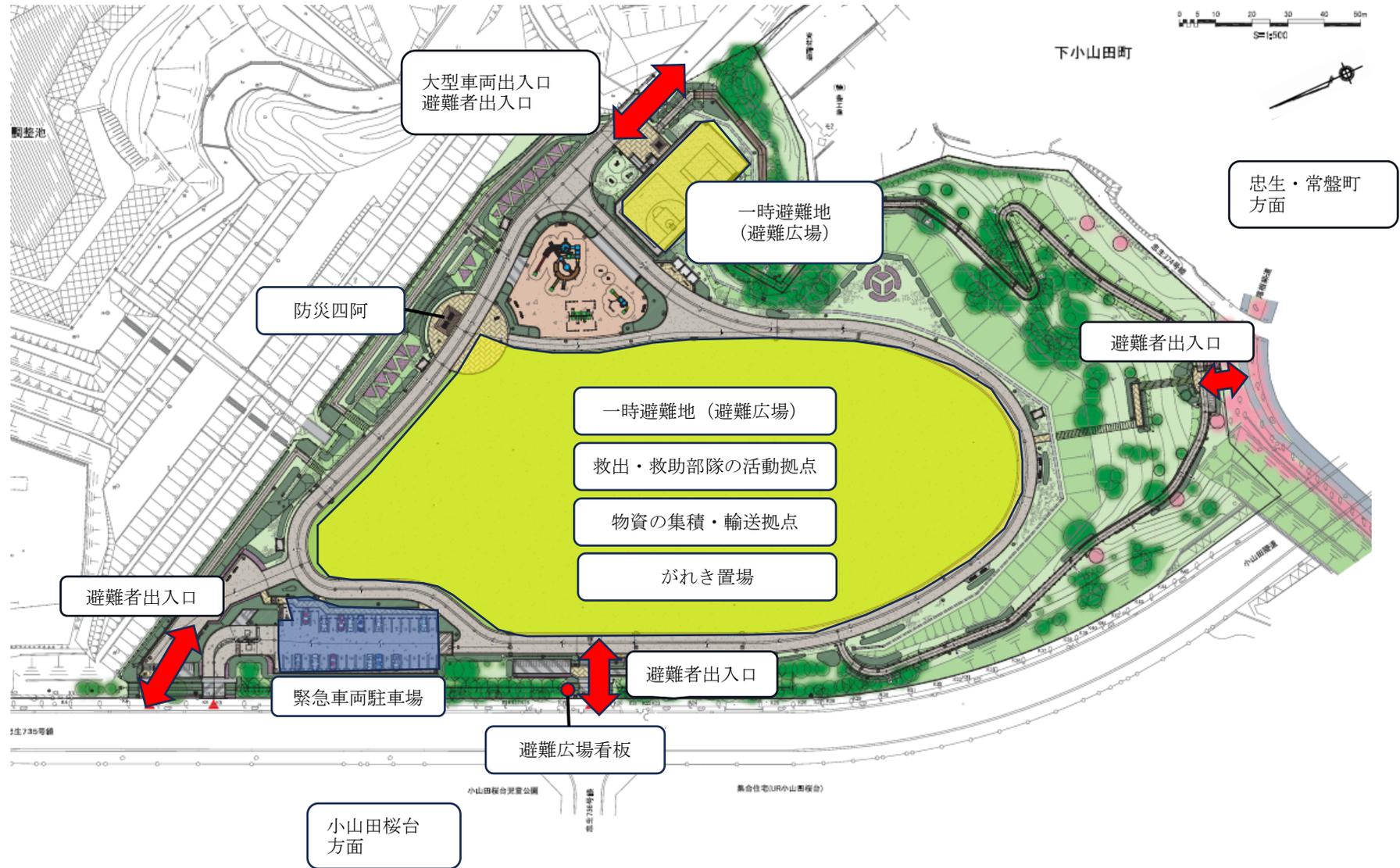
○避難地面積

(町田市地域防災計画による、避難圏域内の避難広場・避難施設)

箇所名	全面積(m ²)	空地面積(m ²)	体育館面積(m ²)
小山田中学校	10,300	9,215	1,085
計	10,300	9,215	

本公園の整備によって、避難可能な空気が約 13,000 m²増加します。

6. 災害時利用計画図



災害時の運用想定：

時間軸	発災前	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
		発災～2・3日程度	2・3日後～1・2週間程度	1・2週間～1ヶ月程度
防災公園としての役割 (忠生スポーツ公園)	防災に関する知識を学ぶ場(町内会・自治会の防災訓練等での使用)	周辺人口集中地区から、避難者の受け入れ(避難広場)	救出・救助部隊の活動拠点、生活物資の集積・輸送拠点等	がれき置場※等

※がれき置場は、被害状況によっては発災から3日以内に開設する場合がある。また、復旧活動期以降も継続して活用する場合がある。

防災公園整備の方針：

(1) 新たな防災拠点としての位置づけ

生活物資集積・輸送拠点やがれき置場等として活用できる、広大なオープンスペースを整備し、周辺地域の防災上の拠点とする。

(2) 一時避難地(避難広場)としての整備

公園周辺の人口集中地区からの一時避難地(避難広場)として必要な整備を行う。

- ・一時避難地(避難広場)や物資集積拠点となる公園中央の広場は、全面に芝を張った芝生広場とする。
- ・3か所の公園出入口から一時避難地(避難広場)までは、バリアフリーでアクセスできるようにする。
- ・避難者出入口付近には、停電時も使用可能な照明灯を設置する。
- ・大型の四阿(あずまや)と水飲み場を設ける。
- ・大型の四阿は、軒下のボックスに収納されているテントを引き出すことで、発災時に雨風から防げる、仮の避難施設として整備する。